

忠岡町家族介護慰労事業について

介護保険の要介護認定で要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上の認定を受けた方を介護保険のサービスを利用せずに介護しているご家族等に、介護の慰労と居宅生活継続を支援するため、家族介護慰労金（年額10万円）を支給します。

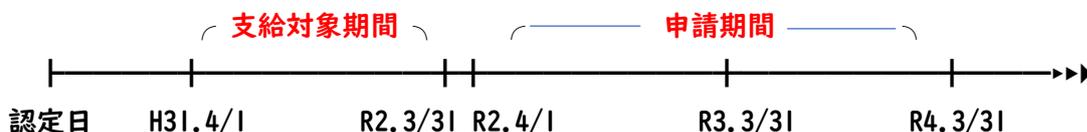
○対象者（以下の全ての要件に該当する方が申請できます）

- ◆ 要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上の認定を受けた方を同居（事実上同居に近い形を含む）して介護しているご家族。〔親族等〕（介護しているご家族が複数いる場合、そのうちの代表者1人が申請できます。）
- ◆ 介護を受けている方とご家族とも忠岡町内に住所があり、ともに町民税が非課税世帯である。（介護を受けている場所は、忠岡町内の住居であること。）
- ◆ 要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上の認定後、以下の支給対象期間の1年間に介護保険サービス（年間10日以内のショートステイ、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修を除く）を利用せず、年間90日以上入院をしていない。
- ◆ 介護を受けている方、介護しているご家族ともに介護保険料を滞納していない。
- ◆ 介護をすることで報酬・謝礼を受け取っていない。
- ◆ 介護を受けている方が保険給付の制限を受けていない。

○支給対象期間（令和3年度）

- ◆ 平成31年4月1日より前から要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上の認定を受けている方で、平成31年4月1日～令和2年3月31日まで支給要件を満たしていた場合は、平成31年4月1日から1年間。

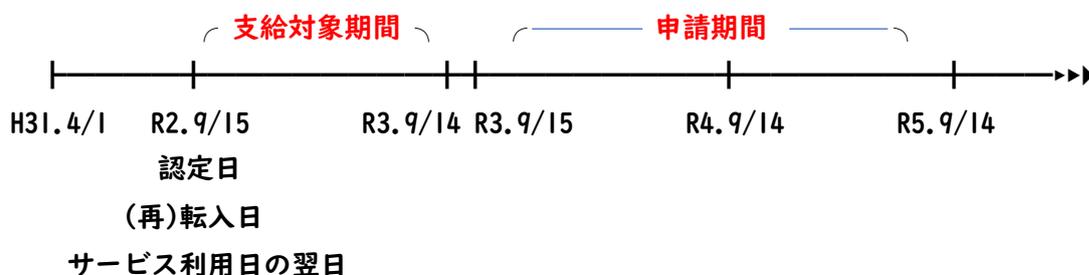
（例）



- ◆ 平成31年4月1日以降に、初めて要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上の認定を受けた方は、認定有効期間の初めの日から1年間。（支給対象期間の末日に、要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上と認定されていること）
- ◆ 要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上の認定後、他の市区町村から転入した場合、又は転出後に再転入した場合は転入日から1年間。

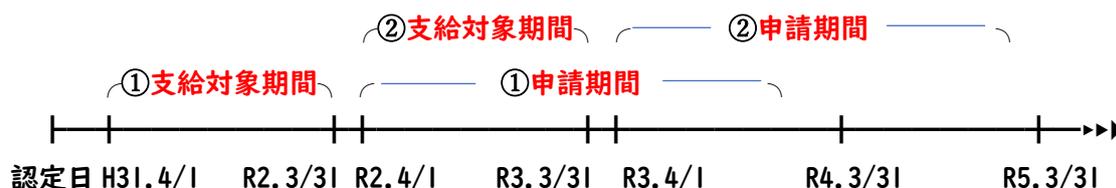
- ◆ 要介護2（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）又は要介護3以上の認定後、介護保険サービス（年間10日以内のショートステイ、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修を除くサービス）を利用した場合は、最後にサービスを利用した日の翌日から1年間。

（例）

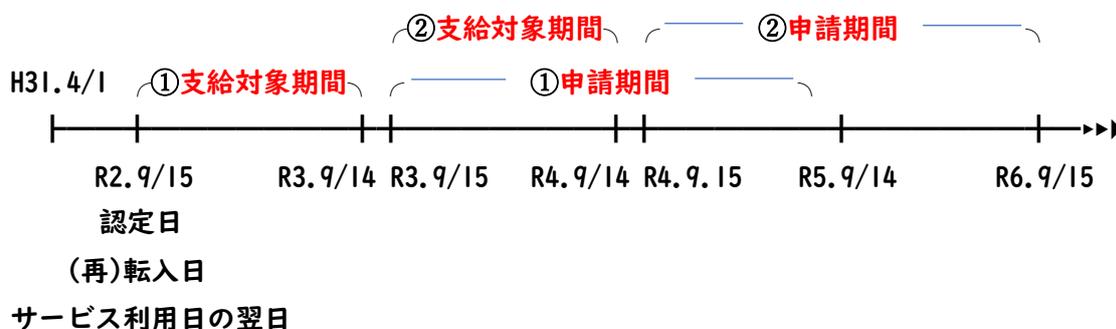


- ◆ 支給2回目以降の対象期間は、前回支給対象期間の満了日の翌日から1年間。

（例1）



（例2）



※申請期間のどこで申請されても支給対象期間は変わりません。

○支給金額

- ◆ 支給対象期間の1年間において、介護を受けている方1人につき1.0万円

○申請できる期間

- ◆ 支給対象期間の満了日の翌日から2年間

○必要書類

- ① 家族介護慰労金支給申請書（申請する方の印鑑が必要です）
 - ② 同意書（申請する方の印鑑が必要です）
 - ③ 医療保険被保険者証（介護を受けている方の健康保険証）
 - ④ 介護保険被保険者証（介護を受けている方のもの）
- ※ 町外から転入している場合などに住民税課税（非課税）証明書の提出をお願いすることがあります。

○申請方法

- ◆ 高齢介護課へ「家族介護慰労金支給申請書」等をご提出ください。（郵送可）

○慰労金の支給

- ◆ 介護保険と医療保険の利用状況の確認が必要となりますので、慰労金の支給まで数か月かかる場合があります。
- ◆ 必要な確認を行った後、「家族介護慰労金支給（不支給）決定通知書」をお送りします。
支給が決定された場合には上記の通知書と同時に「家族介護慰労金請求書」をお送りしますので、高齢介護課へご請求ください。

問合せ・申請先

◇忠岡町 健康福祉部 高齢介護課

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL0725-22-1122